

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

資料 8

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成
- (2) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (3) 発生時における特定接種（登録事業者※）の従業員等に対する先行的予防接種の実施
- (4) 海外発生時の水際対策の的確な実施
- (5) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
- ② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- ③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



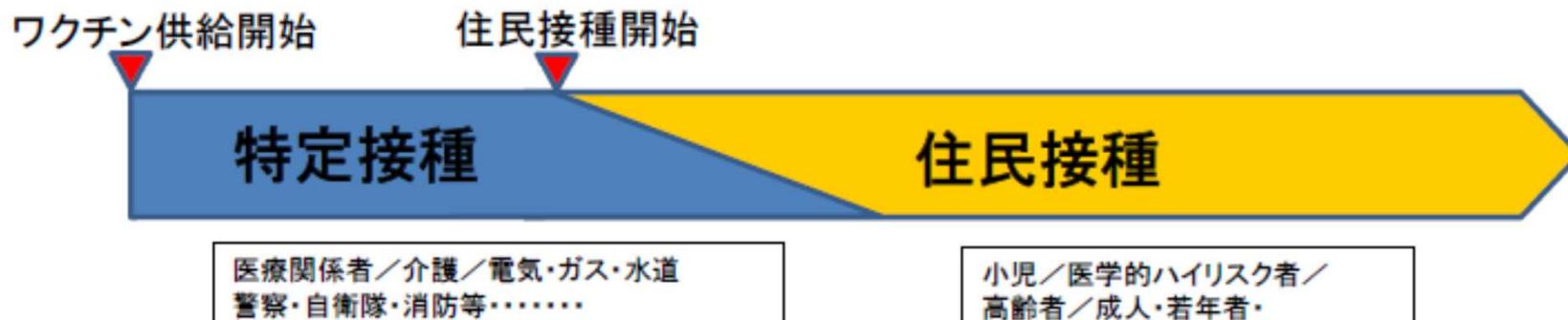
【予防接種】特措法上の特定接種・住民接種

接種対象者・実施主体等

区分	対象者等	接種場所・接種体制	費用負担
特定接種 (第28条)	医療の提供、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、厚生労働大臣の示す基準に該当する者	各事業者が接種体制を整備。 原則、集団的接種。	公費負担
住民接種 ★(第46条)	全国民 ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4つに区分し、発生時に新型インフルエンザの病原性等を踏まえて接種順位を決定する。	市区町村が接種体制を整備。 原則、集団的接種。	公費負担

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置。新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われない場合には、予防接種法6条3項に基づく新臨時接種として住民接種を実施(被接種者に費用負担有り)。

接種スケジュール(イメージ)



特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。
- * 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型	業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等 医療型	グループ ①
	重大・緊急医療型	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員	新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	グループ ③
	指定公共機関型	
	指定公共機関同類型	
	社会インフラ型	
	その他	グループ ④

3

*医療分野、介護福祉型、その他の民間登録事業者と同様の業務を行う公務員(区分3の公務員)については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。

*上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

特定接種・登録対象者について

特定接種の定義(特措法第28条)

- ・「医療の提供」、「国民生活・国民経済の安定を確保するため」に実施するもの
- ・政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行う予防接種

特定接種の登録対象者（民間事業者）

特定接種の登録対象者の基準

ステップⅠ：業種基準

- A 医療分野
B 国民生活・国民経済安定分野
の業種に該当する事業者

ステップⅡ：事業者基準

- ①産業医を選任
かつ
②業務継続計画(BCP)を作成

ステップⅢ：従事者基準

登録対象業務に従事する者を登録対象者として、登録申請する。

I 業種基準：登録基準告示*の表(登録要領の別添1の表)の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」に該当する事業者であることが必要。*「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

II 事業者基準：①産業医を選任し、かつ、②業務継続計画(BCP)を作成している事業者であることが必要。
※ただし、医療分野及び社会保険・社会福祉・介護事業については、②の要件のみ。

III 従事者基準：登録基準告示の表(登録要領の別添1の表)の「対象業務」に従事する者に限る。
※ このほか、接種実施医療機関の確保**が必要。国民生活・国民経済安定分野は、申請時未確保も可(ただし、登録実施後速やかに確保が必要)。
**自施設以外で確保する場合、医療機関と覚書を締結。

※ 登録申請に当たっては、厚生労働省が周知する登録申請Q&Aのほか、国民生活・国民経済安定分野については、各業種ごとに担当府省庁が作成・周知する「業種別の登録申請Q&A」を参照していただきたい。

業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

- 登録申請事業者は、業務継続計画(診療継続計画)を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。
- 業務継続計画に記載すべき事項は、以下のとおり。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針(診療継続方針)
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時的重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時的重要業務継続のための具体的方策
 - ・ その他必要な事項(特定接種の実施に必要な事項等)※
※「特定接種の実施に必要な事項」については、少なくとも、業務、接種人数及び接種場所の3点に関して記載をしていただきたい。接種人数については、接種予定者名簿作成の方針等の記載を求めるもので、具体的な人数の記載までを求めるものではない。

(参考)

- ・ 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定しており、適宜参考にしていただきたい。

【事業継続計画の策定・実施の留意点】

- 1 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- 2 従業員に対する感染対策の検討、実施
- 3 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施
- 4 従業員に対する教育・訓練

参考資料：策定方法に関する各府省等のガイドライン等

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種 (国民生活・国民経済安定分野)の登録について

(平成28年1月6日厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室事務連絡)

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の**登録要領**について」
(平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知)
- ・特定接種登録申請書(国民生活・国民経済安定分野)の入力に関する
手引き及び登録申請に関する**Q&A**

【参照】特定接種(国民生活・国民経済安定分野)に関する**厚生労働省ホームページ**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>